

瀬戸市では、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例（県条例）により、著しい騒音・振動を発生させる施設（特定施設、騒音発生施設、振動発生施設）を設置している工場・事業場（工場等）に対し騒音・振動の大きさの規制が行われています。

事業者は、工場等に新たに騒音・振動の特定施設などを設置しようとする場合、その工事開始の30日前までに必要な事項を市長に届け出ることとされています。

なお、市長は、工場等から発生する騒音・振動が、規制基準に適合しないことにより、その周辺的生活環境が損なわれると認める場合には、事業者はその事態の除去に必要な騒音・振動の防止方法の改善等について勧告などができます。

1 規制対象地域

(1) 騒音規制法・振動規制法

都市計画法の「工業専用地域」を除く地域が規制対象となります。

(2) 県民の生活環境の保全等に関する条例

市内の全地域が規制対象地域とされています。したがって、工業専用地域についても、この条例の規制対象となります。

2 規制基準

騒音・振動の規制基準として、規制対象施設を設置する工場等の敷地境界における大きさの許容限度が次のとおり定められています。

なお、事業者はその規制基準を守ることが義務付けられています。 (単位：デシベル)

時間の区分 地域の区分	騒音			振動	
	昼間	朝・夕	夜間	昼間	夜間
	8時～19時	6時～8時 19時～22時	22時～翌日の6時	7時～20時	20時～翌日の7時
第1、2種低層住居専用地域 第1、2種中高層住居専用地域	45	40	40	60	55
第1、2種住居地域・準住居地域	50	45	40	65	55
近隣商業地域・商業地域・準工業地域	65	60	50	65	60
市街化調整区域	60	55	50	65	60
工業地域	70	65	60	70	65
工業専用地域	75	75	70	75	70

備考 1) **騒音関係**では、近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域・都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）・都市計画区域以外の地域について、**振動関係**では、工業地域・工業専用地域について、当該地域内の学校、保育所、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

2) 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域に接する工業地域又は工業専用地域の境界線から工業地域又は工業専用地域内へ50mの範囲内の基準は上の表の値から5デシベルを減じた値とする。

3 届出

下表の事由が生じた場合には、法令に基づき市長への届出が義務付けられています。

	事 由	届出の種類	届出の時期	備 考
1	規制対象施設を設置しようとする場合	設置の届出	設置の工事開始日の30日前まで	設置することにより初めて特定工場等となる場合に限る。
2	①工場等の所在する地域が対象地域となった際に規制対象施設を設置している場合 ②規制対象外施設が規制対象となった際、対象地域内にその施設を設置している場合	使用の届出	規制対象地域となった日、又は規制対象施設となった日から30日以内	②の場合、既に種類の異なる規制対象施設を設置している場合は2の使用の届出ではなく、3の施設の数等の変更の届出が必要となる。
3	1又は2の届出を行った規制対象施設の種類及び能力ごとの数を変更する場合	施設の数等の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	振動規制法は、規制対象施設の種類の数及びその能力を増加させる場合に限る。 それ以外は、能力に関係なく施設の種類の数を直近の届出により届け出た数の2倍より大きい数に増加する場合に限る。
4	1又は2の届出を行った規制対象施設の使用の方法を変更する場合	施設の使用の方法の変更の届出	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	振動規制法に限る。また使用開始時刻の繰り下げ又は終了時刻の繰り上げを伴う場合に限る。
5	1又は2の届出を行った工場等で騒音又は振動の防止の方法を変更する場合	防止の方法の変更の届出		変更により工場等において発生する騒音又は振動の大きさが増加する場合に限る。
6	①届出者の氏名又は住所(法人にあっては名称及び代表者氏名)の変更があった場合 ②工場等の名称又は所在地の変更があった場合	氏名の変更等の届出	変更の日から30日以内	
7	規制対象施設をすべて廃止した場合	施設使用全廃の届出	廃止した日から30日以内	
8	届出を行った者から規制対象施設のすべてを譲り受け、借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継の届出	承継があった日から30日以内	

(注) 法と条例の関係は、法が優先し、法に基づく届出がなされる場合には、条例に基づく届出は不要となる。また、法の特定工場は、条例に基づく届出は不要となる。

4 騒音・振動対策の留意点

騒音

特定施設等は、低騒音型の機種を選定するほか、給排気を伴う場合は、出入口や配管部分の騒音対策を行うこと。

特定施設等について、覆い等の遮音や吸音処理に努めること。

建屋は施設に適した建築構造とし、建屋内の施設の配置にも注意すること。

屋根・壁の遮音性をよくし、遮音上の問題となる開口部や隙間に注意すること。

壁、天井の吸音処理に努めること。

周辺の民家等を考慮し、敷地内の建物、屋外施設を配置し、必要に応じて防音壁を設けること。

振動

特定施設等は、低振動型の機種を選定するほか、共振動状態が発生しないように注意すること。

振動の伝搬を抑えるため、基礎の質量を大きくするとともに、弾性体（ばね）等により防振すること。

特定施設等は、周辺民家との距離、配置関係に注意すること。

5 その他騒音・振動の規制

(1) 作業騒音の規制

作業騒音の規制は、著しい騒音を発生する作業内容に着目して、事業者には規制基準（4の規制基準に同じ）の順守を定めています。

〈 表 騒音の規制を受ける作業 〉

板金、製かん	音響発生機器（楽器を含む）の組立、試験、調整
鉄骨、橋りょうの組立（建設の現場作業を除く）	内燃機関の試験、調整
金属材料の引抜き	工業用ミシンの使用
鍛造	木材の切削等の加工
電気・ガス溶接、金属切断	原木、原紙、鉄材等重量物の積込み、積卸し
電動・空気動力工具を使用する金属研磨、切削、びょう打ち	貨物の搬入、搬出
	建設用重機械の使用（建設の現場作業を除く）

(2) 相当程度の騒音・振動発生施設の規制

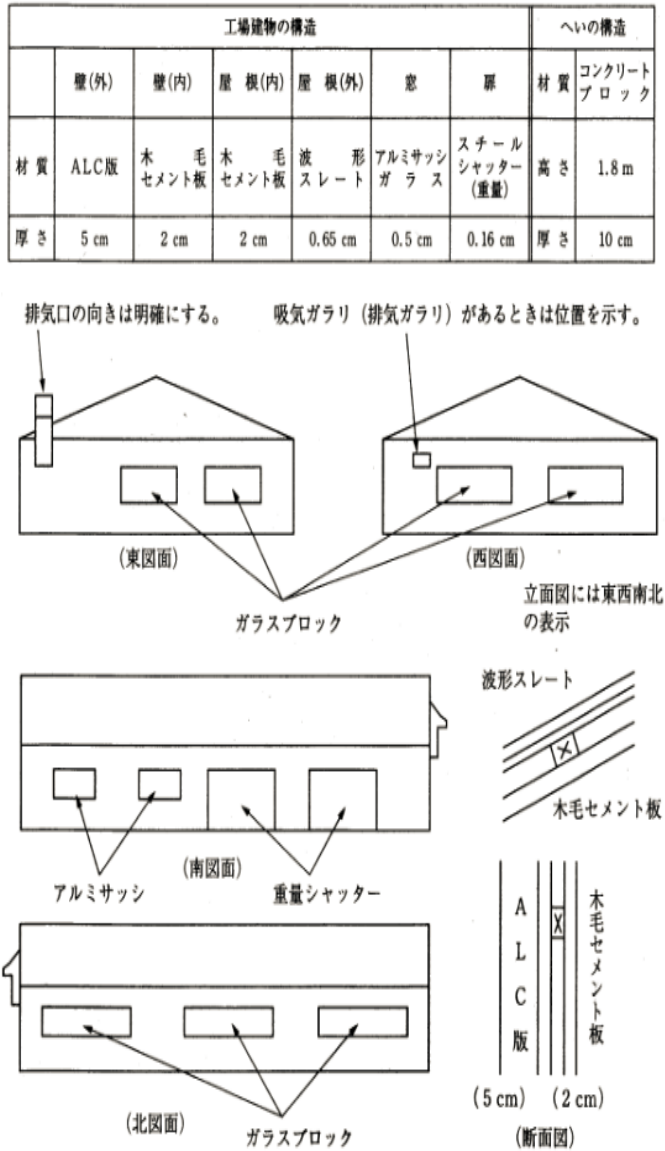
相当程度の騒音・振動発生施設の規制は、小規模の騒音・振動発生施設（原動機の定格出力0.75kW以上の送風機、排風機、圧縮機及び冷凍機）に着目して、事業者には規制基準（4の規制基準に同じ）の順守を定めています。

6 届出書の作成について

- (1) 届出書は、2通（正本とその写し1通）を作成します。
- (2) 設置届出書、使用届出書、施設の種類ごとの数等の変更届出書及び防止の方法の変更届出書には規制の対象施設の配置図並びに工場等及びその付近の見取図を添付する必要があります。
- (3) 届出書様式は、市のホームページ（騒音発生施設等と検索）又は愛知県環境部のホームページから入手できます。

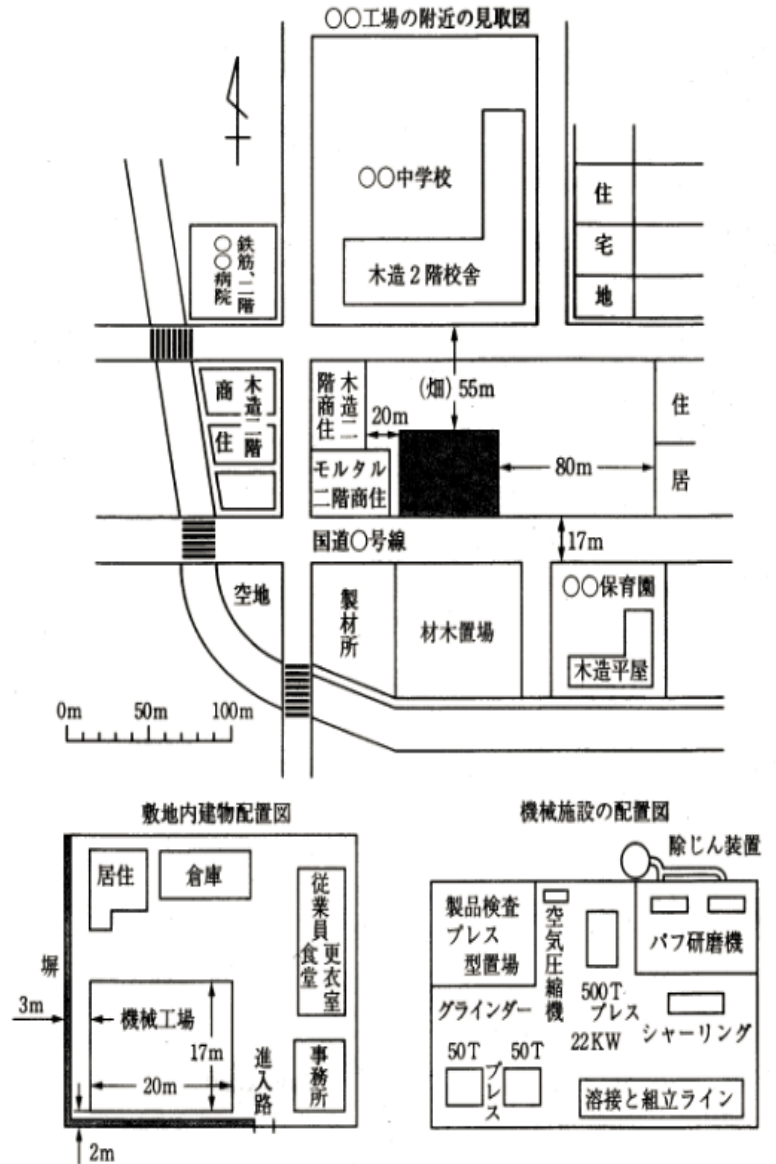
(4) 添付資料について

○騒音の防止の方法の例



- ①騒音防止の方法の説明を箇条書きにて記載する。
- ②サイレンサー、吸音ダクト等については、形式、メーカー、大きさ等を記載する。
- ③製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

○配置図及び見取り図の例



- ①東西南北の表示か記号を記載する。
- ②隣地の状況を記載する。
- ③敷地面積、建物面積等を記載する。
- ④野外作業の有無を記載する。
- ⑤特定施設等から敷地境界までの距離を記載する。